はじめに

社会福祉法人　全国盲ろう者協会

　この調査は、平成２８年４月現在において全国で行われている「盲ろう者向け通訳・介助員派遣事業」及び「盲ろう者向け通訳・介助員養成事業」並びにその他の盲ろう者向け関連事業について調査したものです。また、調査対象は、これらの事業を各都道府県(政令指定都市、中核市を含む。以下同じ)から受託している派遣事務所や盲ろう者友の会などです。

　当初、当協会の自主事業として始められた盲ろう者向け通訳・介助員の派遣事業や養成事業は、やがて地方公共団体の独自施策としても行われるようになり、少しずつ事業規模を拡大してきました。そして、平成２５年度からは障害者総合支援法に定める都道府県地域生活支援事業の「必須事業」として位置づけられ、派遣事業については、全ての都道府県において事業が実施されています。

　しかしながら、この調査でも明らかなとおり、全国に１万４千人以上いると見込まれる盲ろう者のうち、通訳・介助員派遣事業を利用している者は千人程度に過ぎず、一人ひとりの盲ろう者が使える派遣時間なども、まだまだ十分ではないのが実態です。また、地域生活支援事業という性格から、事業の実施内容、予算額などについて、全国の都道府県間で大きな格差を生じています。

　厚生労働省においては、このような現状を踏まえつつ、平成２７年１２月に出された「意思疎通支援については、基本的に現行の支援の枠組みを継続しつつ、盲ろう、失語症など障害種別ごとの特性やニーズに配慮したきめ細やかな見直しを行うべき」という社会保障審議会障害者部会の報告に基づいて、事業の見直し検討が進められてきました。

　平成３０年度の報酬改定の中で具体化される予定の新たな派遣事業については、これまでの地域生活支援事業による派遣事業と並行して、個別給付事業として、盲ろう者の障害特性やニーズに配慮した通訳・介助を提供しようとするものであると聞いています。この新たな派遣事業の検討と実施に向けて、また、これまでの派遣事業の一層の活用においても、本調査報告書が関係者の皆様のお役に立てることを期待しております。